

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 株式会社 ^{キシモ セツビ}岸本設備
 住所 京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5 (本^ネ社)
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 ^{キシモ シンヂ}岸本新治
 電話番号 0774-95-0246
 FAX番号 0774-95-0256
 メールアドレス kishimoto.setsubi@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 **株式会社 岸本設備**
 氏名又は名称
 住 所 京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5 (本社)
 代表者氏名 **代表取締役 岸本新治**

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	キリモト セツビ 株式会社 岸本設備		
住 所	奈良県磯城郡川西町梅戸348番地2		
フリガナ 代表者の氏名	キリモト シンジ 代表取締役 岸本新治		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
本社住所	奈良県磯城郡川西町梅戸348番地2	京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5	
代表者氏名	代表取締役 岸本輝次	代表取締役 岸本新治	
役員氏名	取締役 岸本 妙子	取締役 岸本 樹	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。
 岸本 輝次
 代表取締役
 岸本 新治

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 岸本設備

住 所

京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5（本拠地）

代表者氏名

代表取締役 岸本新治

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5
株式会社岸本設備

会社法人等番号	1500-01-021530	
商号	株式会社岸本設備	
本店	京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5	
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
会社成立の年月日	平成29年5月15日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事の設計、施工及び請負 2. 建築工事の設計、施工及び請負 3. 舗装工事の設計、施工及び請負 4. 管工事の設計、施工及び請負 5. 解体工事の設計、施工及び請負 6. 産業廃棄物収集運搬業 7. 一般貨物自動車運送事業 8. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業 9. 自動車、機械のリース業 10. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	2000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	岸本輝次
	取締役	岸本新治
	取締役	岸本樹
		令和3年3月1日就任

京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5
株式会社岸本設備

	京都府相楽郡精華町光台九丁目28番地17 代表取締役 岸本新治	令和4年8月23日就任
登記記録に関する事項	令和4年8月23日奈良県磯城郡川西町大字梅戸348番地の2から本店移転	令和4年8月25日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和4年9月21日

京都地方法務局木津出張所

登記官

中島昌文



閉鎖事項全部証明書

奈良県磯城郡川西町大字梅戸348番地の2
株式会社岸本設備

会社法人等番号	1500-01-021530
商号	株式会社岸本設備
本店	<u>奈良県磯城郡川西町大字梅戸348番地の2</u>
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。
会社成立の年月日	平成29年5月15日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事の設計、施工及び請負 2. 建築工事の設計、施工及び請負 3. 舗装工事の設計、施工及び請負 4. 管工事の設計、施工及び請負 5. 解体工事の設計、施工及び請負 6. 産業廃棄物収集運搬業 7. 一般貨物自動車運送事業 8. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業 9. 自動車、機械のリース業 10. 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	2000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 岸 本 輝 次
	取締役 岸 本 新 治
	<u>取締役</u> <u>岸 本 妙 子</u>

奈良県磯城郡川西町大字梅戸348番地の2
株式会社岸本設備

		令和 4年 8月23日辞任
		令和 4年 8月24日登記
	取締役 岸本樹	令和 3年 3月 1日就任
		令和 3年12月 1日登記
	<u>奈良県磯城郡川西町大字梅戸348番地の2</u> <u>代表取締役 岸本輝次</u>	令和 4年 8月23日辞任
		令和 4年 8月24日登記
	京都府相楽郡精華町光台九丁目28番地17 代表取締役 岸本新治	令和 4年 8月23日就任
		令和 4年 8月24日登記
登記記録に関する事項	設立	平成29年 5月15日登記
	令和4年8月23日京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原19番地5に本店移転	令和 4年 8月29日登記 令和 4年 8月29日閉鎖



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 9月22日

京都地方法務局宇治支局
登記官

谷 口 弘 美



株式会社岸本設備現行定款

本定款は現行定款に相違ありません。

令和4年9月1日

株式会社岸本設備
代表取締役 岸本 新治



株式会社岸本設備定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社岸本設備と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事の設計、施工及び請負
2. 建築工事の設計、施工及び請負
3. 舗装工事の設計、施工及び請負
4. 管工事の設計、施工及び請負
5. 解体工事の設計、施工及び請負
6. 産業廃棄物収集運搬業
7. 一般貨物自動車運送事業
8. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業
9. 自動車、機械のリース業
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都府相楽郡精華町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2, 0 0 0株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日前3日までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は書面であることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任及び解任)

第22条 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席し

た当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役は、社長とし、会社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第25条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

- (1) 本店移転
- (2) 支配人の選任及び解任
- (3) 支店の設置、移転及び廃止

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主

名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第29条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 配当金には利息を付けない。

（定款に定めのない事項）

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。